

地方公共団体のための グリーン購入取組ガイドライン

令和8年7月
環 境 省

目 次

第1章 グリーン購入とは.....	2
1. はじめに.....	2
2. グリーン購入とは.....	4
3. 地方公共団体におけるグリーン購入の現状.....	7
第2章 グリーン購入に取り組むには.....	10
1. グリーン購入実践フロー.....	10
2. 調達方針の策定段階.....	11
3. 実施段階.....	19
4. 実績把握・改善検討段階.....	21
5. 調達上の課題への対応.....	24
第3章 補足資料.....	27
1. 用語解説集.....	27
2. 参考資料.....	29

第1章 グリーン購入とは

1. はじめに

2015 年、温室効果ガス排出削減等のための国際枠組みであるパリ協定が採択され、世界各国が温室効果ガスの削減目標を掲げ、脱炭素に向けて取組を進めている。日本は 2030 年度に 2013 年度比 46%削減する目標を表明し、2025 年 2 月には、新たな削減目標として、2035 年度 60%減、2040 年度 73%減という目標を掲げ、官民をあげた脱炭素の取組が進んでいる。

他方、プラスチック廃棄物や資源循環問題は、海洋プラスチック問題を契機に改めてクローズアップされるようになった。欧州では、資源循環を環境問題としての対応から、経済政策として取り組むサーキュラーエコノミーの概念が取り入れられ、大きな注目を集めている。日本国内においては、2021 年に策定された「プラスチック資源循環戦略」において、3R（リデュース・リユース・リサイクル）+Renewable（再生可能資源への転換）の原則が打ち出された後、2022 年に、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」が施行され、プラスチック製品の設計から廃棄まで、ライフサイクル全体での取組を促進している。

気候変動やプラスチックを中心とした資源循環、生物多様性の保全等、さまざまな環境問題が顕在化する中、これらの問題の解決や改善に向けて、「グリーン購入」への注目が年々高まってきている。環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、多岐にわたる環境負荷項目を出来る限り包括的にとらえ、製品のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した製品を選択する必要がある。環境物品等の優先的購入により、環境物品等への需要の転換を促進していくことで、市場に流通する製品を環境配慮型に転換していくことが、広範な環境保全活動を行う第一歩となる。

国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）の各機関では、毎年度、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）に基づいてグリーン購入を推進している。環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等（以下「特定調達品目」という。）及びその判断の基準を定めており、国等が自ら率先して環境物品等の調達を推進し、これを呼び水とすることにより、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要である。グリーン購入法は施行から約 25 年が経過し、特定調達品目も拡大し、より環境に配慮した製品が選ばれるよう、判断の基準も強化されている。

地方公共団体においては、さまざまな環境施策や計画への対応が進められている一方、グリーン購入調達方針の策定や組織的取組は一定程度にとどまっているのが現状である。多くの地方公共団体が調達方針策定や組織的取組に至らない背景として、取組方法を体系的に学ぶ機会が少なかったり、グリーン購入法基本方針が難解であったり、製品選択や実績集計に手間がかかる等の理由がある。

環境省は、これまで地方公共団体のグリーン購入の取組を促進するために、庁内での取組方法を解説した「地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」を平成 25 年度に策定し、平成 26 年度に

は「地方公共団体におけるグリーン購入のすすめ」として改訂を行ってきた。環境省は、平成 26 年度以降、個別の地方公共団体の取組支援を行ってきており、そこで得られた知見等も踏まえ、11 年ぶりに「地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」の改訂を行った。

本ガイドラインは、地方公共団体の担当者がグリーン購入に取り組む際、またグリーン購入調達方針を策定・改定する際に、必要となる知識や手順、考え方等をまとめたものとしている。関心の高い章をピックアップして読むなど、本ガイドラインに盛り込んだ内容を初年度からすべて実施しようとするのではなく、無理なく実施できそうな取組から着手いただくことが重要であり、継続的・発展的に取組を進めていただきたい。

2. グリーン購入とは



グリーン購入とは

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することである。グリーン購入は、購入者自身の消費活動を環境に配慮したものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を環境配慮型へ変えていく可能性を持っている取組である。¹

製品の環境性能を上げることは、初期段階においてはコスト上昇が伴う場合もあるが、単純に価格のみで選ぶのではなく、グリーン購入で環境に配慮した製品を購入することにより一定の需要を創出し、環境配慮製品を開発する企業を後押しすることで、産業振興に寄与するものとなる。

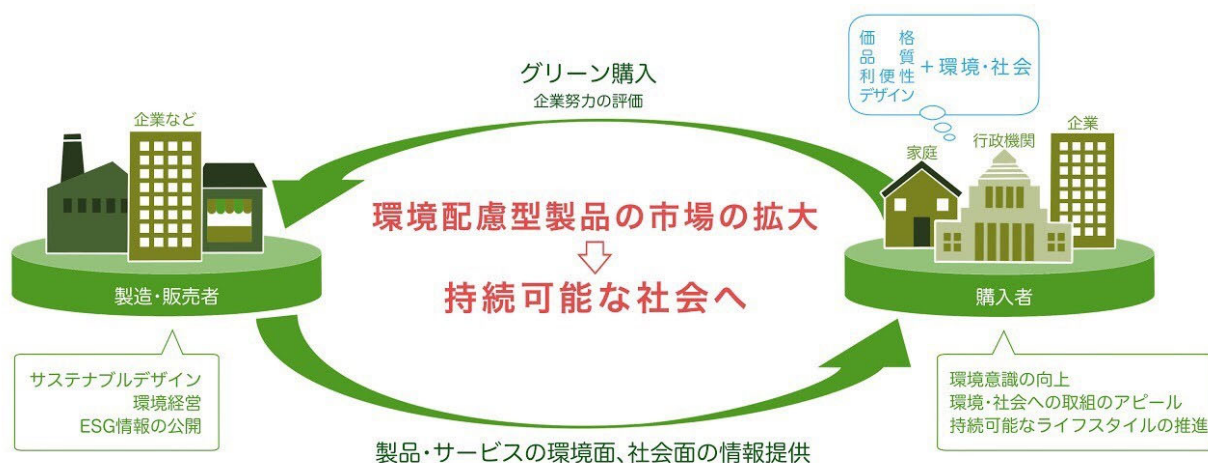


図. グリーン購入と各主体の役割²

¹ 環境省, グリーン購入とは, <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/index.html>

² グリーン購入ネットワーク, <https://www.gpn.jp/about/>



環境配慮型製品の市場への普及を通じて、持続可能な社会を構築するためには、グリーン購入が有効な手法である。国等の機関がグリーン購入に率先して取り組み、市場を環境配慮型へ誘導するために制定・施行されたのが、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」（グリーン購入法）³である。

環境省は、同法第 6 条（環境物品等の調達の基本方針）に基づき、国等の機関が特に重点的に調達を推進する対象品目（特定調達品目）とその判断の基準を規定した「基本方針」を策定している。基本方針は毎年環境省の有識者検討会での議論を経て見直されている。

環境省は、ウェブサイトの基本方針⁴を開示するとともに、基本方針の解説資料として、「グリーン購入の調達者の手引き⁵」等を作成、開示しており、調達方針作成の参考に活用することができる。

同法は、国等の機関が環境配慮型製品を率先的に購入することで、地方公共団体や企業・国民にグリーン購入の取組の輪を広げることも目的としている。

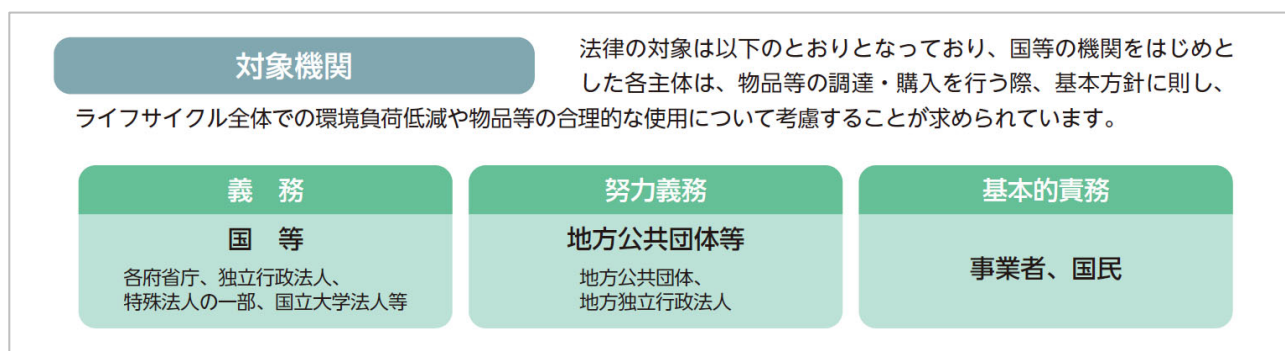


図. グリーン購入法における各主体の位置づけ⁶

同法第 10 条において、地方公共団体の取組は「努力義務」と位置づけられており、調達方針の作成及びそれに基づく調達の推進に努めることと規定されている。

地方公共団体に求められる事項（第 10 条）

- 環境物品等の調達の推進を図るための調達方針の作成
- 調達方針に基づいた環境物品等の調達

³ 環境省, グリーン購入法, <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/>

⁴ 環境省, グリーン購入法基本方針, <https://www.env.go.jp/content/000387322.pdf>

⁵ 環境省, グリーン購入の調達者の手引き, <https://www.env.go.jp/content/000387344.pdf>

⁶ 環境省, 「グリーン購入法」解説パンフレット, <https://www.env.go.jp/content/000387304.pdf>



グリーン購入に取り組むと、どの程度環境負荷を削減することができるのか。グリーン購入の環境負荷削減効果は、地方公共団体のグリーン購入担当者が、全庁へグリーン購入の実践を呼び掛ける上で、持っておきたい説明材料の一つである。

環境省は、毎年、「国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果」を試算し、公表している。⁷ 環境負荷低減効果については、グリーン購入法施行前の平成 12 年度における各特定調達品目等の市場占有率と最新年度における国等の機関の当該物品調達率との差から温室効果ガス排出削減量を算出している。例えば、LED 照明器具については、平成 12 年度の普及品と最新年度の特定調達物品等の年間消費電力量と調達量から、使用段階における二酸化炭素排出削減量を試算している。

(例) LED 証明器具のグリーン購入による二酸化炭素排出削減量の試算（令和 6 年度）

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$140,598 \text{ (台)} \times (86 - 28) \text{ (W/台)} \times 8 \text{ (時間)} \times 20 \text{ (日)} \times 12 \text{ (月)} \\ \times 0.422 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{6,607 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- LED 照明器具は、平成 12 年度において一般照明用の器具として販売されていないことから、調達した台数すべてを削減量として試算
- LED 照明器具（LED 一体形器具）はラピッド式器具（FLR40×2 灯用）からの切り替えとする
- ラピッド式器具の消費電力は 86W/台、LED 照明器具の消費電力は 28W/台³⁷
- 年間消費電力量（kWh/台）＝消費電力×8（時間）×20（日）×12（月）
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.422kg-CO₂/kWh

グリーン購入の実践は、地方公共団体が目指す、ゼロカーボンシティの達成や「地方公共団体実行計画」に基づく温室効果ガス削減につながる取組であり、気候変動対策や資源循環促進等の環境施策を推進する有効な手段といえる。

⁷ 環境省，国等の機関によるグリーン購入の実績等，<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/effect-kako.html>

3. 地方公共団体におけるグリーン購入の現状

グリーン購入法第10条において地方公共団体等の取組は「努力義務」と位置づけられており、調達方針の策定に努めることと規定している。環境省では毎年調達方針の策定状況や組織的取組率等、グリーン購入の取組状況についてアンケート調査を行い、取組状況や取り組む上での課題、取組を促すために必要な施策等に関する実態を把握している。



地方公共団体におけるグリーン購入の現状

1. 調達方針策定率

調達方針の策定状況について、都道府県・政令市については全ての団体が策定していると回答した一方、市区町村では策定率が低い状況であり、実施できていない市区町村については、所属する都道府県や政令市の方針を参考に策定することが可能である。さらに、所属する都道府県や政令市の方針を参考にすることで、地域の実情や推進したい施策に応じた方針が策定可能となる。

調達方針の策定方法としては、約8割（26.3%/33.7%）が「単独の調達方針を策定」、残り2割（7.4%/33.7%）が「他の計画に位置づけ」と回答している。グリーン購入を位置づけている計画としては、「地球温暖化防止に資する計画」が約半数を占め、次いで「環境施策の基本となる計画」が3割程度であった。

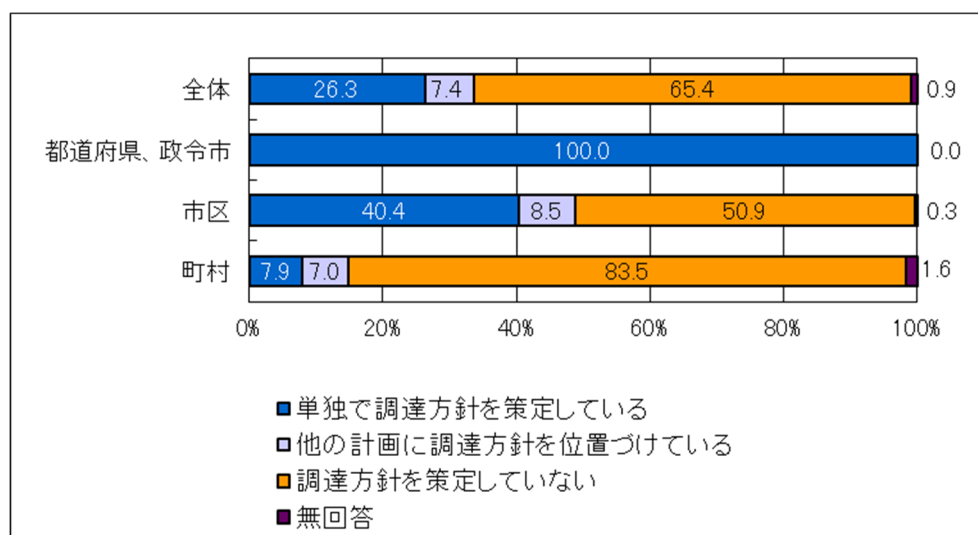


図. グリーン購入の調達方針の策定状況

2. 組織的取組率

組織的取組率でみても、全ての都道府県・政令市が、グリーン購入法の特定調達品目 22 分野のうち 1 分野以上においてグリーン購入に組織的に取り組んでいる（「調達方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」又は「調達方針等に基づくものではないが、組織的に取り組んでいる」と回答している）。

一方、市区では 72.2%、町村では 32.4%という結果であり、調達方針の策定状況と比例して、規模の小さい団体ほど実施率が低くなっている。

なお、グリーン購入法の特定調達品目 22 分野のうち、「紙類」はグリーン購入に組織的に取り組んでいる団体の割合が最も高い分野であり、全体で 49.5%の団体が実施している。都道府県・政令市では紙類のほかに組織的取組率 100%の分野はオフィス家具等、画像機器等、電子計算機等、携帯電話、家電製品、温水器等、照明、制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋、その他繊維製品、災害備蓄用品、公共工事であり、市区と町村では紙類に次いで文具類、自動車等、照明の組織的取組率が高い結果となっている。

組織的取組とは？

調達を推進する品目や調達目標等を記載した調達方針（他計画に位置づけている場合を含む）に沿って、物品調達や発注が行われている状態を組織的取組という。調達方針が策定されていなくても、以下のような場合は、組織的に取り組んでいると位置づけることができる。

- ・ 入札仕様書に環境配慮要件が記載されている
- ・ 物品購入・発注のマニュアルや手引き書に、グリーン購入に取り組むことや環境配慮製品であることの確認を求めることが記載されている
- ・ 単価契約指定物品をグリーン購入法適合品等の環境配慮がなされた製品としている

※毎年環境省が実施するアンケート調査では、「調達方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」と「調達方針等に基づくものではないが、組織的に取り組んでいる」の合計を組織的取組と定義している。

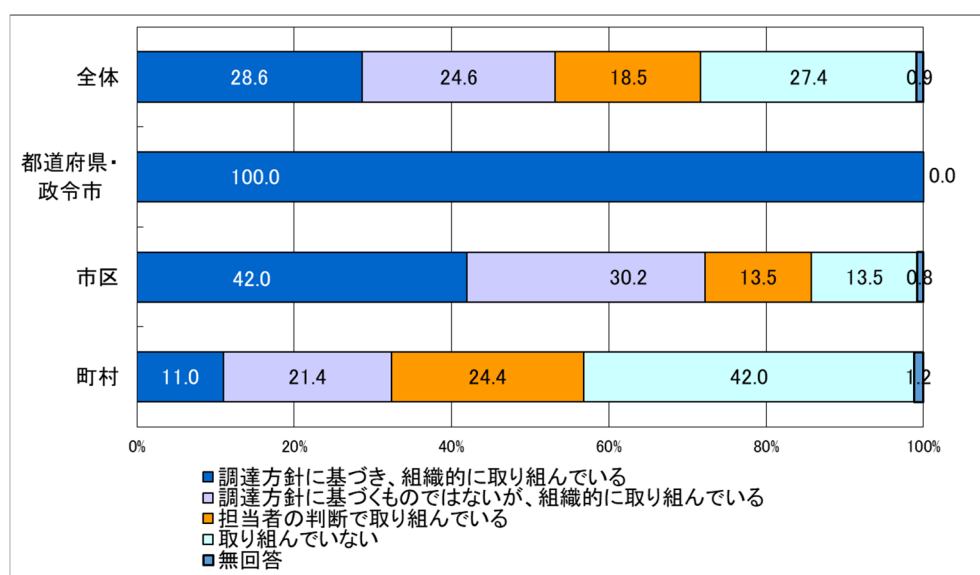


図. グリーン購入の取組状況（団体分類別）

表. グリーン購入の組織的取組率（団体分類別・分野別）

単位：％

団体分類	紙類	文具類	オフィス家具等	画像機器等	電子計算機等	オフィス機器等	移動電話	家電製品	エアコン等	温水器等	照明
全体	49.5	38.2	26.6	26.8	26.7	27.6	19.8	24.9	25.9	22.4	32.7
都道府県・政令市	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.5	100.0	100.0
市区	68.5	55.1	38.6	39.7	39.4	40.7	28.0	37.3	38.0	32.0	45.2
町村	28.3	17.9	10.1	9.3	9.4	10.0	6.1	7.9	9.4	7.7	16.1
団体分類	自動車等	消火器	制服・作業服	インテリア・寝装寝具	作業手袋	その他繊維製品	設備	災害備蓄用品	公共工事	役務	ごみ袋等
全体	34.5	24.0	26.4	21.2	22.3	21.3	20.7	21.4	22.1	19.9	22.9
都道府県・政令市	98.5	98.5	100.0	100.0	100.0	100.0	97.0	100.0	100.0	97.0	97.0
市区	48.3	35.2	41.3	31.3	34.0	31.5	28.5	30.6	30.5	28.1	33.3
町村	17.2	8.0	7.3	5.8	5.7	5.8	7.6	7.0	8.4	6.6	7.8

3. 調達実績

グリーン購入の調達実績のうち、「80%以上調達している」割合が最も高いのは紙類（24.7%）で、次いで文具類（17.8%）。最も低いのは設備（1.8%）で、次いで温水器等（2.0%）である。

地方公共団体の取組状況をもっと知りたい方は

環境省ウェブサイトで、地方公共団体の取組状況に関する詳しい情報を掲載している。

- 地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/qs-kako.html>

- グリーン購入取り組み状況・事例データベース

https://www.env.go.jp/policy/hozen/green_torikumizirei/

第2章 グリーン購入に取り組むには

1. グリーン購入実践フロー

地方公共団体が組織的にグリーン購入に取り組む上での標準的な実践フローを示す。

取組段階・内容	課題	対応策（例）
調達方針策定	現状を把握	・各物品の調達部署を確認し、調達方法や実績等を確認する。 ・簡易な集計の仕組みを構築し、作業の効率化を図る。 ⇒P13「現状を把握する」参照
	「調達方針」を策定	・調達方針を策定している他団体の調達方針を参考にする。 ・調達方針以外の計画等にもグリーン購入の取組を位置づける。 ⇒P12「既存計画等との関係」参照
	調達品目を決定	・調達方針を策定している他団体の調達方針を参考にする。 ・現状を把握して、既にグリーン購入法適合品購入している品目を対象とする。 ⇒P16「調達品目・調達基準の検討」参照
	実施体制を構築	・他団体の体制を参考にする。 ⇒P15「関係課との協議・調整」参照
	調達の手法を具体化	・他団体の体制を参考にする。 ⇒P15「関係課との協議・調整」参照
実施	グリーン購入を実施	・カタログやWebサイトを参考に品目ごとの製品リストを作成する。 ・製品ごとの認定制度を活用する。 ⇒P20「製品情報の収集」参照
	商品情報を収集	・判断の基準を具体的に解説した手引き（グリーン購入の調達者の手引き（環境省）等）を参考にする。
	グリーン購入に関する意識を高める	・調達方針を策定し、組織横断的な推進体制を構築する。 ・調達部署を一元化する。 ・標準様式や仕様書を定める。 ⇒P15「関係課との協議・調整」参照
	グリーン購入に対する意識が低い	・職員向けの研修や啓発活動を行う。 ・関連部署以外の調達担当者に研修を行う。 ⇒P20「各課職員への周知・啓発」参照
実績把握・改善検討	取組実績を把握	・簡易な集計の仕組みを構築し、作業の効率化を図る。 ・既に集計の仕組みを構築している他団体の事例を参考にする。 ⇒P22「取組実績の把握・収集」参照
	活動を見直す	・環境省が公表する、環境負荷削減効果を説明に活用する。 ・既に効果の確認をしている他団体の事例を参考にする。

2. 調達方針の策定段階



調達方針はなぜ必要なのか

地方公共団体のグリーン購入は、環境部門や総務・管財部門等が窓口を務めるが、人事異動等により、数年ごとに担当者が交代となることが多い。担当者によって、環境問題やグリーン購入への関心度や知識も異なるが、担当者の関心度や知識に依存しすぎると、担当者によって取組の浮き沈みが生じ、団体として取組の水準を維持することが困難になる。

また、総務・管財部門等が一括で物品を購入する品目もあれば、各課が個別に購入する品目もある。さらには、学校や支所等、いくつかの拠点で物品を購入する場合もあり、物品を選定する担当者も複数存在することになる。

このような状況で、部署や担当者の違いに依らず、団体として一定の取組水準を担保するためには、品目ごとの調達基準や調達目標、情報収集方法、調達実績の集計方法等をまとめた「運用ルール」が必要で、それが調達方針の役割といえる。



調達方針に盛り込むべき内容

調達方針に以下の内容は含めることが望ましい。所属する都道府県や同規模の他団体の既存の調達方針を参考にすることで、効率的に作成でき、策定の負担を減らすことができる。環境省ウェブサイトにおいて都道府県・政令市等の調達方針を掲載しており、参考にされたい。調達方針を策定するには、後述の「既存計画等との関係」、「現状の把握」、「関係課との協議・調整」、「調達品目・調達基準の検討」の検討と情報を踏まえる必要がある。調達方針は策定後も、調達実績を踏まえて、調達品目や調達基準、運用方法等の見直しが求められるため、調達実績の集計・公表や方針の見直し等、運用のしやすさも考慮しておくことがポイントとなる。

グリーン購入調達方針に盛り込むべき内容

- 目的（何のためにグリーン購入に取り組むのか）
- 取り組む根拠（法律に基づく取組であることを明記）
- 対象組織（グリーン購入に取り組む対象組織の整理）
- （必須）対象品目と調達基準（どの品目に取り組み、品目ごとの基準の内容はどうするか）
- （必須）調達目標（どのくらいの割合で環境物品等を調達するか）
- 製品の探し方・確認方法（どのように環境物品等を検索するか）
- 調達実績の集計・公表（どのように実績を集計・公表するか）
- 運用体制（各課の役割、取組評価と方針や運用方法の見直しを行う体制を明記する）
- 方針の見直し

地方公共団体の調達方針例を知りたい方は

環境省ウェブサイトで、地方公共団体の調達方針に関する詳しい情報を掲載しています。

- グリーン購入取り組み状況・事例データベース
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green_torikumizirei/
- 地方公共団体のグリーン購入及び環境配慮契約の実施のための取組支援
https://www.env.go.jp/policy/ga/torikumishien_kako.html



現状を把握する

グリーン購入調達方針が未策定の地方公共団体においても、意図せずにグリーン購入法適合品や環境ラベル製品等を購入している場合が多々ある。これは、グリーン購入法適合品や環境ラベル製品等は、価格や製品性能等の点からも特別なものではなく、グリーン購入のハードルが決して高いものではないことを示している。

そのため、これからグリーン購入調達方針を策定しようとする団体は、まず自らの団体が、どのような物品を購入しているのか、庁内にグリーン購入法適合品や環境ラベル製品があるのか等、自らの購入実態を知ることから始めるのが有効である。例えば、エコマークの付いたトイレトーパーや国際エネルギースタープログラムが付いた複合機等を既に調達している場合、エコマークや国際エネルギースタープログラムを調達基準とすることで、次回も同一の物品を購入することでグリーン購入の実践となる。

表. 購入実態に関して把握すべき項目とそのねらいの例

把握する項目	把握するねらい
庁内でのグリーン購入法適合品や環境ラベル製品の有無	該当製品を購入していれば、調達基準の設定の参考とすることができる。
購入基準、入札仕様書での環境要件の記載の有無	入札により物品購入する場合、仕様書の要件に環境要件が記載されていれば、新たに環境要件を盛り込むことの是非を検討する必要がなくなる。
購入方法（一括購入／各課個別購入）、担当課	グリーン購入の対象範囲となる部署の検討に役立つ。
製品の環境情報の入手・確認方法	製品の環境情報の入手・確認方法をサポートすることができる。

グリーン購入法特定調達品目 22 分野を対象に、以下の項目に沿った購入実態を把握することをお勧めする。例) 購入実態把握シート

分野	品目	環境商品の有無	購入基準	入札仕様書	購入方法	担当課	情報源
紙類	コピー用紙						
	トイレットペーパー						
	ティッシュペーパー						
文具類							
オフィス家具							
画像機器等	コピー機、プリンタ						
パソコン							
オフィス機器等	シュレッダー						
	デジタル印刷機						
	掛時計						
	電子式卓上計算機						
	一次電池又は小形充電式電池						
移動電話							
家電製品							
エアコン							
温水器等							
照明							
自動車							
消火器							
制服・作業服							
インテリア・寝装寝具							
作業手袋							
その他繊維製品							
設備							
災害備蓄用品							
公共工事							
役務	印刷（広報紙）						
	印刷（広報紙以外）						
ごみ袋							



組織的にグリーン購入に取り組むためには、環境部門だけでなく、総務・財政部門や各部門との意識合わせ、連携が必要不可欠となる。現状把握で、品目ごとの担当課を調べることで、どの部署に協力を求めればよいのかを掴むことができる。

また、以下の事項を予め整理しておくことで、関係各課との協議や調整を円滑に進めることができる。

表. グリーン購入実施に向けて関係部門との協議前に予め整理すべき事項と整理する目的

予め整理すべき事項	整理する目的
グリーン購入に取り組む目的	地球温暖化対策や循環経済の実現、地元の環境配慮事業者の後押し等、グリーン購入をより達成したい目的を明確にする。ゼロカーボンシティを宣言している場合、ゼロカーボンシティを達成するためにグリーン購入に取り組む必要性を訴えることができる。
法的位置づけ	グリーン購入法において、調達方針の策定とグリーン購入に取り組む努力義務が規定されていることを根拠として示す。
既存計画での位置づけ	地方公共団体実行計画等、既存計画の中でもグリーン購入に取り組むことが触れられている場合、グリーン購入に取り組む根拠の一つとすることができる。
グリーン購入に取り組む必要性や期待される効果	グリーン購入による環境負荷削減効果を示すことにより、グリーン購入が温室効果ガスの削減等に有効な手段であることを示すことができる。
購入実態	グリーン購入法適合品や環境ラベル製品を購入している実態があれば、現状の購入物品を大きく変えずにグリーン購入に取り組むことができる。

多くの地方公共団体では、地方公共団体実行計画（事務事業編）に沿って取り組んでおり、環境マネジメントシステムを導入する団体も多く見られる。グリーン購入に取り組む場合、それらの取組の対象とする組織範囲（本庁舎、支所、学校、指定管理施設等）を同一とすることで、それぞれの運用を効率的に進めることができる。団体によっては、指定管理施設等、管理を委託する施設を実行計画や環境マネジメントシステムの組織範囲から外すケースも見られるが、その場合であっても、実行計画や環境マネジメントシステムに準拠して取り組むよう要請することが大切である。



○調達品目の考え方

前述の「現状の把握」で触れたが、既にグリーン購入法適合品や環境ラベル製品等を調達している場合、その品目を対象とすることで、現状との大きな乖離がなく、全庁的に導入しやすい方針とすることができる。

グリーン購入法適合品や環境ラベル製品等の購入実態がないが、頻繁に購入する品目については、製品カタログや Web サイトでグリーン購入法適合品に該当する製品の価格や性能等を調べ、検討材料とするのが良い。導入段階では、対象とする製品分野の網羅性よりも、一括購入で入手する物品や購入頻度の多い物品、単価契約物品等に絞り、少しずつ取組を定着させた方が持続する可能性が高い。

表. 調達品目の考え方の例

対象品目	利点
● 製品の環境情報が入手しやすい品目	製品カタログや Web サイト等でグリーン購入法適合品や環境ラベル製品が多く掲載されている製品分野を対象とすることで、該当製品を探す手間を省くことができる。
● 一括購入または単価契約する品目	総務課等の特定の部署が管理する品目を対象とすることで、多くの職員が該当製品を探す手間を省くことができる。
● 組織での購入量が多い品目	コピー用紙や文具等、購入頻度や購入量の多いものを対象とすることで、グリーン購入する機会を増やすことにつながる。
● コストがあまり上がらない品目	環境配慮されていない製品との価格差が小さい製品を対象とすることで、コスト増大の懸念を減らせる。
● 組織内外にアピールしやすい品目	広報紙や封筒、公用車や制服等、職員や市民等が目にする機会が多く、環境配慮型製品であることが分かりやすい製品分野を対象とすることで、グリーン購入に取り組んでいることを組織内外に PR しやすくする。
● 環境負荷削減効果が高いと考えられる分野	削減したい環境負荷（温室効果ガスの削減、プラスチック廃棄物の削減等）に見合った製品分野を対象とする。照明やエアコン、温水器等を対象分野とすることで、使用時の省エネ（使用時の温室効果ガスの削減）につながる。
● 地域の環境保全や事業者育成につながる分野	県が実施するリサイクル製品認定制度で認定された製品を対象としたり、地元の森林で発生する間伐材を利用した紙製品や木製品を対象としたりすることで、域内で発生する廃棄物の有効利用や森林整備を促し、地域の環境保全や事業者育成につなげることができる。

また、グリーン購入法では対象となっていないが、地元の廃棄物を有効利用した製品や地域で採れる資源（間伐材等）を活かした製品、地産地消につながるサービス、小中学校で使用する教材等を独自の対象品目とする団体も見られる。⁸ このように地元の産業を積極的に支援する手段としてもグリーン購入は有効である。

表. 地方公共団体の独自の対象品目及び判断の基準の例

●団体内の認定製品を基準にする例

団体名	品目	判断の基準	リンク先
北海道	① 北海道認定リサイクル製品 ② 北海道リサイクルブランド ③ 道産木材製品	① 道が定める品質、環境安全性への配慮及び循環資源の配合率に関する基準に適合すること。 ② 認定製品のうち、総合的に評価して、北海道らしく優れていると認める製品。 ③ 森林認証をはじめ合法性や産地が証明された道産木材製品。	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/greentop.html
福島県	うつくしま、エコ・リサイクル製品	認定製品であること。	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035a/guri-nnkounyuutyoutatuhi-nnmoku.html
長野県	リサイクル製品、農産物、酒類、木材、木質ペレットストーブ、木質ペレットボイラー、ペレット	本県の認定制度等に基づく製品であること。	https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/keurashi/kankyo/hozen/green.html
浜松市	再生骨材等及び再生材料を用いた舗装用ブロック類	浜松市溶融スラグ有効利用ガイドラインの適合品であること。	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kankyou/env/hmcgpg/index.html

⁸ 環境省，地方公共団体独自の対象品目と判断の基準等，
<https://www.env.go.jp/content/000390519.pdf>

●団体内で栽培された食品を基準にする例

団体名	品目	判断の基準	リンク先
栃木市	食材・食品	市内で栽培されたものであること。	https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/22/35781.html
木更津市	食材・食品	市内で栽培されたもの、「エコ商品ねっと」掲載商品、国際フェアトレード認証	https://www.city.kisarazu.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyoseisaku/1/11216.html
金沢市	野菜・米	金沢市内で栽培された野菜、米であること	https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/zeroc/ondankataisaku/zerocarboncity/7473.html
内子町	① 米、野菜、果物 ② たい肥 ③ 燃料（木質ペレット、BDF） ④ 環境浄化微生物 ⑤ 石鹼	① 町内産または県内産 ② 町内産または生ごみを原料に含む ③ 町内産または県内産 ④ 町内産 ⑤ 町内産かつ廃食油を原料としたものまたはエコマーク等の認定を受けたもの。	https://www.town.uchiko.ehime.jp/soshiki/10/greenkounyu.html

○調達基準の考え方

調達基準の検討にあたっては、基準の適合製品の市場占有率や価格等について、事前に情報収集することが有効であるが、まずは国の基本方針や所属する都道府県・政令市の調達方針を参考にするのがよい。コピー用紙や文具等は製品カタログで、ある程度情報収集することが可能だが、広報紙等の印刷発注については印刷会社への照会が必要となることもある。用紙、インキや製本方法等、グリーン購入法の判断の基準に盛り込まれている内容の対応可否やコストアップの有無等を予め照会し、確認しておくことで、円滑に取り組むことのできる水準を把握し、グリーン購入調達方針に反映させることができる。

また、「グリーン購入の調達者の手引き」や「環境ラベル等データベース」で取り上げられている環境ラベルは、専門的な知識を多く持たない各課担当職員にとっても、一目で分かる特徴から、環境ラベルを調達基準とすることも考えられる。

○調達目標の考え方

調達目標は製品分野・品目ごとに調達目標を設定することが一般的で、国等の機関では、調達目標を100%とする例が多く見られる。新たに調達方針を策定する場合は、初年度の調達実績を踏まえて次年度以降に調達目標を設定するのが良い。

参考に、北海道の調達方針⁹を示す。製品分野ごとに目標が設定されている。

分野（特定調達品目数）	調達目標	備考	頁
1 紙類 (7)	100%		9
2 文具類 (85)	100%		17
3 オフィス家具等 (12)	100%		29
4 画像機器等 (10)	100% (注1)		33
5 電子計算機等 (4)	100%		62
6 オフィス機器等 (5)	100%		79
7 移動電話等 (3)	100%		87
8 家電製品 (6)	100% (注1)		91
9 エアコンディショナー等 (4)	100% (注1)		100
10 温水器等 (4)	100%		107
11 照明 (3)	100% (注1)		117
12 自動車等 (8)	100% (注1)	警察活動上支障があると認められる車両を除く。	123
13 消火器 (1)	100%		131
14 制服・作業服等 (4)	100%		133
15 インテリア・寝装寝具 (11)	100% (注1)		136
16 作業手袋 (1)	100%		147
17 その他繊維製品 (7)	100%		148
18 設備 (11)	－ (注1)		155
19 災害備蓄用品 (11)	100%		166
20 公共工事 (70)	一部品目(※)を除き、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意し、可能な限り調達に努める。	※一部品目（下塗用塗料（重防食）、セラミックタイル、再生木質ボード、建設機械）については、100%の数量割合（注2）を設定	175

⁹ 北海道，令和7年度環境物品等調達方針

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/1/2/1/4/6/5/7/4/_/R07%20%E9%81%93%E3%81%AE%E8%AA%BF%E9%81%94%E6%96%B9%E9%87%9D1.pdf

3. 実施段階



各課職員への周知・啓発

組織的にグリーン購入に取り組むためには、環境部門だけでなく、総務・財政部門や各部門との意識合わせ、連携が必要不可欠となる。とりわけ、各課職員への研修は一度実施するだけでなく、定期的・継続的な実施が必要となる。

○既存の説明会や研修会の中にグリーン購入の研修を盛り込む

環境マネジメントシステムや地方公共団体実行計画等、毎年定期的を実施している既存の説明会や研修会の中に、グリーン購入の説明を盛り込むことが考えられる。また、会計・契約担当者向けには、予算方針説明会の中で説明を実施するほか、予算方針に関連する文書、物品購入の手順書等に環境配慮型製品の確認方法を盛り込むことが考えられる。

研修資料としては、環境省の実務研修会の資料や事例データベースに掲載している他団体の研修資料を活用することができる。

○外部講師を招聘し、説明会や研修会を実施する

職員による説明や研修の実施が難しい場合、環境カウンセラー、エコアクション 21 審査員、グリーン購入ネットワーク等、外部組織から講師を招聘し、説明会や研修会を実施することが考えられる。

○庁内掲示板等の活用し、啓発資料を掲載する

職員への周知・啓発は、説明会や研修会だけでなく、庁内掲示板等に情報を掲載し、全庁的に周知を行う方法もある。

職員への周知・啓発についてもっと知りたい方は

環境省ウェブサイトで、環境省が過去に実施した実務研修会の説明会資料や研修動画や、研修資料を作成している団体の資料を掲載しています。

- グリーン購入及び環境配慮契約 地方公共団体担当者実務研修会
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/jitsumukenshuukai.html>
- グリーン購入取り組み事例データベース
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green_torikumizirei/casestudies.html



特定の部署が管理し、単価契約物品や入札等により調達する場合、仕様書に環境要件を盛り込むことで、比較的容易に全庁的にグリーン購入に取り組むことができる。一方で、各課が個別にグリーン購入する場合、各課にいるすべての発注担当者が同じ製品情報にアクセスできることが重要となる。

そのため、グリーン購入調達方針やマニュアル・手順書等に、製品情報の収集方法を記載することが有効である。

グリーン購入法適合品等、製品の環境情報の主な収集源

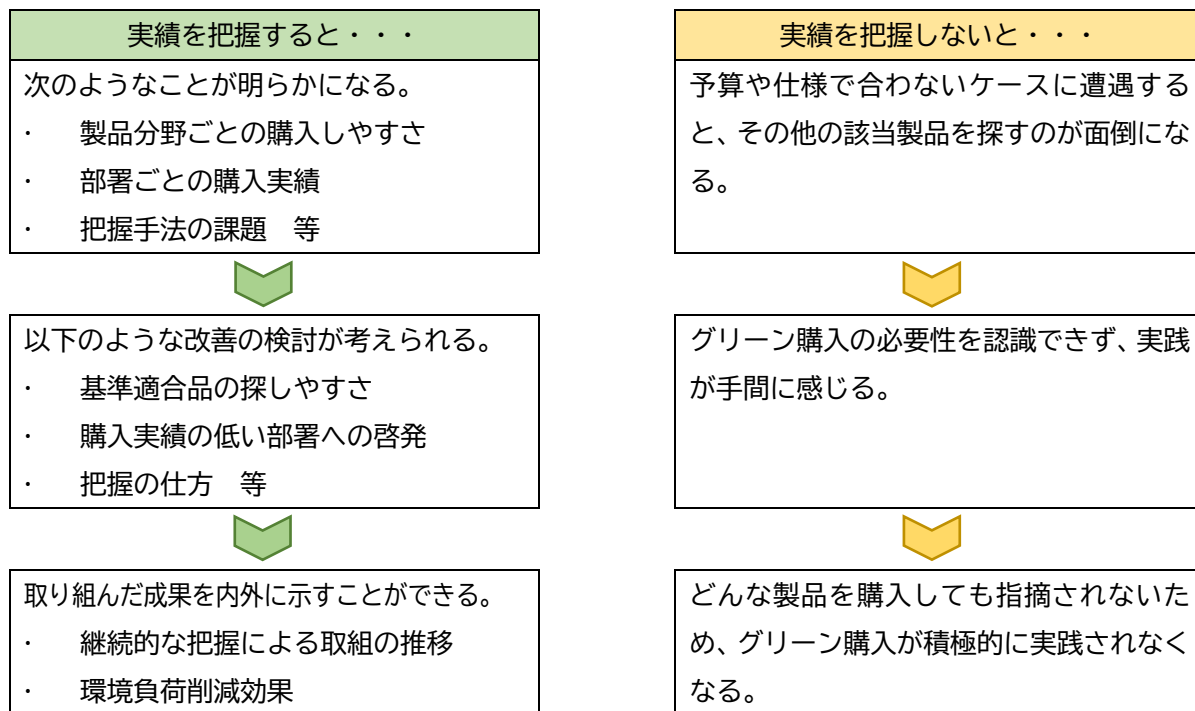
- 環境ラベル等データベース
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/>
 - グリーン購入関連製品情報の提供制度（エコ商品ねっと等）
<https://www.gpn.jp/econet/>
 - 納入事業者（メーカー、販売店等）が配布している製品カタログ等
 - 納入事業者（メーカー、販売店等）の営業担当者のアドバイス等
-

4. 実績把握・改善検討段階



取組実績の把握・収集

製品分野ごとの取り組みやすさや部署ごとの実績等、調達実績の把握により PDCA サイクルを機能させることが重要である。グリーン購入の実施率を上げていくためには、担当者が個人で把握するだけでなく、組織全体で把握し、取組の必要性や重要性を認識することが重要である。



調達実績の集計は、Excel を活用した集計書式を各課へ配布し、記入した調達実績を取りまとめる方法が一般的である。環境省ウェブサイト¹⁰に国及び地方公共団体の調達実績の集計表を掲載しており、まずはそれらを活用してみるのも良い。^{10, 11}

その他、環境マネジメントシステムや地方公共団体実行計画（事務事業編）の実績集計書式等、既存の集計書式を拡張してグリーン購入実績を入力する方法や、財務会計システムにグリーン購入の欄を設け、電子的に集計しやすくする方法を採用する地方公共団体も見られる。

また、実績集計の際、グリーン購入が実施できなかった理由を一緒に記載させることで、製品情報の収集方法や調達基準のレベル等、どこに課題があるのかを把握することにつながる。

¹⁰ 環境省、国の実績集計表 <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/>

¹¹ 環境省、地方公共団体の実績集計表
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green_torikumizirei/casestudies.html

効率的に調達実績を把握し、方針や体制等の見直しにつなげていくには、以下のような対応方法が挙げられる。

表. 調達実績を把握する上での課題と対応策例

課題	対応策
各課が個別に物品を購入しており、統率が難しい	➤ 調達基準を満たした適合品リストを予め作成し、その製品リストから選択する。 ➤ 適合品に表示される表示・ラベルを庁内に周知させる。
基準適合品かどうかの判別が難しい	➤ 適合品が揃っている情報源（事業者の製品カタログ、エコ商品ねっと等）の利用を徹底する。
グリーン購入したことの記入・記録が面倒	➤ 入札による調達とし、仕様書に環境要件を盛り込む。 ➤ 調達基準に合致した製品のリストを作成し、単価契約物品はそのリストの利用を徹底する。 ➤ 製品の発注時にグリーン購入の実績を記録する。難しい場合は、納品書や支出何書の空欄に記録する等の方法も考えられる。
事業ごとの予算で購入していて集計が大変	➤ 事業ごとの予算管理の書式にグリーン購入欄を追加する。

調達実績は、「数量（枚、本、台等）」で把握することが一般的であるが、「金額（円）」で把握しても良い。どちらとするかは、各団体に委ねられており、団体として実績を把握しやすい方を選択することが望ましい。

数量把握の特徴
・ 調達率を計算する場合、筆記具 1 本と電動車 1 台も同じ価値となる。 ・ 10 冊パックや 5 個セット等で購入した時のカウント方法を予め決めておく必要がある。

金額把握の特徴
・ 調達率を計算する場合、購入価格の高い物品を購入すると、調達数量が少なくても、調達率が高くなる。 ・ 支出何書や財務会計システム等での集計が容易になる場合がある。

調達実績の集計書式についてもっと知りたい方は

環境省ウェブサイトで、地方公共団体が用いている集計書式を掲載しています。

- グリーン購入取り組み状況・事例データベース

https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/jirei_db.html



グリーン購入の調達実績の把握を行うことにより、各課の実践状況やグリーン購入の浸透度を掴むことができるが、調達実績を把握する真の目的は、単に数量や調達率を明らかにすることではなく、そこで明らかになった良い点と課題を次の運用へ活かし、つなげていくことにある。得られた結果（調達実績等）を評価し、PDCA サイクルで運用を見直さなければ、取組が活かされず、行政施策の効果検証にもつながらないこととなる。

例えば、特定の製品分野のグリーン購入率が部署ごとに異なる場合、実施率の良い部署とそうでない部署との違いを分析することで、グリーン購入の実施が進まない原因が浮かび上がってくるほか、調達実績の提出が遅い部署やグリーン購入率が芳しくない部署の発注方法や調達実績の入力等の運用方法をヒアリングし、検証することが重要である。

また、環境マネジメントシステムや地球温暖化対策等、環境保全に関して既に取り組んでいる仕組みがあるのであれば、その仕組みの中でグリーン購入も併せて評価し、改善につなげていくことが効率的といえる。

5. 調達上の課題への対応



調達上の課題への対応

組織的にグリーン購入に取り組む上で、価格や職員への浸透、調達実績の集計等、様々な課題に直面する。それらの課題への対応方法を提案する。

表. 組織的にグリーン購入に取り組む上での課題と対応策例

課題	対応策
グリーン購入の地球温暖化対策への寄与をどう説明したら良いか	環境省では、グリーン購入による温室効果ガスの排出削減効果を公表しており、温暖化対策への効果測定の方法として参考にすることができる。 参考) 国等の機関によるグリーン購入の実績等（環境省 Web サイト） https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/effect-kako.html
現状を把握する方法が分からない	調達方針がなくても、無意識のうちにグリーン購入法適合品や環境ラベル製品等を購入しているケースがあるため、以下の視点に沿って、庁内にある物品や仕様書を確認する。 ● 庁内でのグリーン購入法適合品や環境ラベル製品の有無 ● 購入基準、入札仕様書での環境要件の記載の有無 ● 購入方法（一括購入／各課個別購入）、担当課がどこか ● 製品の環境情報の入手・確認方法
どの品目を対象とすればよいか分からない	「現状把握」で確認した、グリーン購入法適合品や環境ラベル製品等の購入実態をふまえ、現状調達している品目から大きく乖離しない品目を対象とすることで、取り組みやすくなる。 その他、以下の考え方で品目を検討することが望ましい。 ● 所属する都道府県が調達する品目 ● 製品の環境情報が入手しやすい分野 ● 一括購入で入手する分野 ● 組織での購入量が多い分野 ● コストが大きく上昇しない分野 ● 組織内外にアピールしやすい分野

グリーン購入法で対象となっていない品目もグリーン購入できるのか。	グリーン購入法の対象品目（特定調達品目）でなくても、グリーン購入の対象とすることはできる。地元の廃棄物を有効利用した製品や地域で採れる資源（間伐材等）を活かした製品や地産地消につながるサービス、小中学校で使用する教材等を独自にグリーン購入に取り組む対象分野とすることにより、産業振興策として活用することも可能である。
該当商品がグリーン購入法特定調達品目なのかを確認する方法はないか。	全てのグリーン購入法特定調達品目について、品目の範囲を網羅的・詳細に整理した資料はないが、以下の資料が参考になる。 ① 特定調達品目の備考欄（グリーン購入法 基本方針） ② グリーン購入の調達者の手引き（令和8年2月） ③ グリーン購入法<文具類>の手引（一般社団法人 全日本文具協会） ④ グリーン購入法の手引（オフィス家具等）（一般社団法人日本オフィス家具協会） ①～④は、環境省ホームページでご覧いただけます。 https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/
どのようなメンバーで調達方針を作成すればよいか分からない	調達品目、調達方法にもよるが、共通物品を一括購入する総務部門や管財部門、各課の発注担当者等、物品購入の実務に携わる担当者とともに、環境産業振興の担当者をメンバーとすることが望ましい。
製品が判断の基準を満たしているかどうか分からない	仕様書に要件を定めて発注するとともに、事業者グリーン購入法の判断基準への適合を証明する「適合証明書」の提出を求めることが考えられる。また、「グリーン購入の調達者の手引き（令和8年2月）」で示される環境ラベルや、EC サイト・製品カタログでの表示が参考となる。 ● グリーン購入の調達者の手引き（令和8年2月） ● グリーン購入関連製品情報の提供制度（エコ商品ねっと等） ● 納入事業者（メーカー、販売店等）の製品カタログ等
調達基準をグリーン購入法の判断の基準ではなく、環境ラベルとしても良いか。	環境に配慮した製品の基準には、グリーン購入法の判断の基準の他にも、エコマークをはじめとする環境ラベル等、さまざまなものがある。どの基準を採用するかは、各団体に委ねられているため、環境ラベルを調達基準に採用しても問題ない。
グリーン購入法の配慮事項はどこまで確認する必要があるか。	必須条件は「判断の基準」で、配慮事項は満たしていればなお良いという位置づけのため、必ずしも確認する必要はない。配慮事項も満たした製品を購入すると、よりレベルの高いグリーン購入を実践したということがいえる。
環境配慮型製品を購入するとコストアップになると言われるが、その中でもグリーン購入する方法はないか。	コストについては次のような情報を整理し検討することができる。 ● 具体的な製品を挙げて、従来の製品との価格比較 ● ライフサイクルコスト（購入時だけでなく、製品使用時、廃棄時等にかかるトータルコスト）での比較 ● 運用方法をセットで検討し、調達数量を減らすことができないかの検討

グリーン購入できなかった理由として、予算増の懸念を理由にされたときにどのように要請すれば良いか。	購入方法や使用方法が異なるため、対応方法は品目によるが、消耗品であれば、各課の在庫品を共有して調達量の見直しをしたり、備品であれば、別の課と共用として双方の予算を充てたり、調達方法を入札に切り替えたりする等の対応方法を提案することが考えられる。
グリーン購入の調達実績の集計単位は、金額と数量のどちらが多いのか。	数量で把握するケースが多いが、金額で把握しても問題ない。どちらの方が良いということではなく、把握のしやすさを考慮して決めると良い。
庁内のグリーン購入研修会への講師派遣を環境省へ依頼できるか。また、費用がかかる場合はどれくらいか。	環境省への講師派遣依頼は可能であり、以下の問合せ先に時期や内容等について問い合わせいただきたい。 <問合せ先> 環境省大臣官房環境経済課 グリーン購入担当 E-mail:gpl@env.go.jp
地方公共団体のグリーン購入の取組を知りたい場合はどうすればよいか。	環境省の以下問合せ先まで問い合わせされたい。 <問合せ先> 環境省大臣官房環境経済課 グリーン契約担当 E-mail:gpl@env.go.jp

第3章 補足資料

1. 用語解説集

用語	意味
判断の基準	法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準
基準値1	判断の基準において2段階の判断の基準を設定している場合に、当該品目におけるより高い環境性能の基準であり、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準として示すもの
基準値2	判断の基準において2段階の判断の基準を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの
配慮事項	特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項
総合評価値	製品のライフサイクル全体（製造・使用・廃棄）の環境負荷を数値化し、環境配慮型製品を選ぶための指標。古紙パルプ配合率や森林認証材パルプ利用割合、白色度、坪量等から算出される。
マスバランス方式	バイオマスやリサイクル原料と化石由来原料を混合して製品を作る際、投入した環境配慮型原料の量に応じて、製品の一部にその特性を割り当てる手法。
認定プラスチック使用製品	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第7条第1項に規定するプラスチック使用製品設計指針（令和4年1月19日内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号）に適合していると認定された設計に係るプラスチック使用製品
ポストコンシューマ材	製品として使用された後にリサイクルしたプラスチック材料のことを指す。ポストコンシューマ材に対比する用語として、プレコンシューマ材がある。プレコンシューマ材は、製品の製造過程で発生した端材、不良品、残反などの廃棄物を指し、消費者に渡る前の工業工程で回収・再利用された素材を指す。
カーボンフットプリント	製品やサービスの原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスを、CO ₂ 排出量に換算して数値化・表示する仕組み。カーボンフットプリント（ISO14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO14040 及び ISO14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものを指す。
GAP 認証	農業者が食品安全、環境保全、労働安全に配慮した「良い農業の実践（GAP：Good Agricultural Practice の略）」を行っているか、第三者機関が審査・証明する制度。農産物の安全性や持続可能性を客観的に示すため、スーパーや輸出時の取引要件として活用され、ブランド化や経営改善にもつながる。代表的なものに GLOBALG. A. P.、ASIAGAP、JGAP がある。
リニューアブルディーゼル	廃食油や植物油などを原料とする、次世代型の高機能な 100%バイオ燃料を指す。従来の軽油と化学構造が同じため、既存の車両や建設機械に改造なしで使

	用でき、ライフサイクル全体の温室効果ガス（GHG）を大幅に削減することができる。
故繊維	使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等を指す。
ポリマー	「多数」を意味する Poly と「単位」を意味する mer に由来し、規則的な繰り返し単位から構成される分子で、モノマー（単量体）と呼ばれる小さな分子が数百～数万個以上、鎖状や網状に重合（結合）してできた巨大な分子。
ポリマーブレンド	2 種類以上のポリマー（樹脂）を物理的に熔融混練し、単一素材では得られない特性（高強度、難燃性、柔軟性向上など）を付与した複合材料。
バイオベース合成ポリマー	植物や動物由来の再生可能資源（バイオマス）を原料に合成された高分子材料。

2. 参考資料

参考にできるガイドライン類、情報収集に活用できるウェブサイト等

- 「グリーン購入法」解説パンフレット
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/>
 - グリーン購入の調達者の手引き（令和8年2月）
<https://www.env.go.jp/content/000387344.pdf>
 - エコマークとグリーン購入法特定調達品目
https://www.ecomark.jp/pdf/green_eco.pdf
 - グリーン購入法の手引（オフィス家具等）（一般社団法人 日本オフィス家具協会）
https://www.joifa.or.jp/pdf/green_2023.pdf
 - グリーン購入法（文具類）の手引（一般社団法人 全日本文具協会）
<https://www.zenbunkyo.jp/docs/green23.pdf>
 - グリーン購入法（印刷） リサイクル対応型印刷物（リサイクル適性の表示、古紙リサイクル適性ランクリスト、資材確認票）（一般社団法人 日本印刷産業連合会）
http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/index.html
 - 国等の機関によるグリーン購入の実績等
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/effect-kako.html>
 - 地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/qs-kako.html>
 - 地方公共団体のグリーン購入及び環境配慮契約の実施のための取組支援
https://www.env.go.jp/policy/ga/torikumishien_kako.html
 - グリーン購入取り組み状況・事例データベース
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green_torikumizirei/
 - 日本最大級の環境情報データベース「エコ商品ねっと」
<https://www.gpn.jp/econet/>
-

環境省大臣官房環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

製品対策・グリーン契約推進係

TEL : 03-5521-8229 E-mail : gpl@env.go.jp

ホームページ【グリーン購入法.net】

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>